

令和7年第3回土浦市国民健康保険運営協議会 議事録

- 令和7年12月23日（火） 13:00開会
- 出席者 8名
- 傍聴人 0名
- 過半数の出席が得られたので、本会議が成立する。（土浦市国民健康保険規則第4条 第5項）

副市長	<ul style="list-style-type: none"> ・副市長挨拶 ・諮問 <p>土浦市国民健康保険税賦課方法の改正に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）土浦市国民健康保険税率を改正すること （2）改正期日 令和8年度分から
岩井会長	<ul style="list-style-type: none"> ・会長挨拶 ・議長は、岩井浩一会長が務める。（土浦市国民健康保険規則第4条 第4項） ・議事録署名人は、議長により、猪飼委員、塚原委員が指名される。（土浦市国民健康保険規則第7条）

協議事項（1）土浦市国民健康保険税賦課方法について

- 事務局説明：別添資料に基づき説明

質 疑 委 員	<p>別添1に被保険者の人数の推移を入れていただきたい。令和8年・9年・10年と被保険者が何人なるのかわからないので、保険税が、例えば、令和8年が令和7年に比べて上がっていますよね？</p> <p>人口が減って、被保険者が減っているのに、なぜ保険税が増えてきているのか？</p> <p>その原因がわからないのと保険給付費は、年々増加している形ですが、被保険者の減少とともに、一人あたりの保険料はいくらで算出しているのかが見えないので、被保険者の人数の推移を追加していただきたい。</p> <p>あと、国保税をどのように賦課しているか理解できないので、教えていただきたい。</p> <p>我々（被用者保険）は、収入に対して医療分何%です。介護分何%ですというような形で収入に対して単にパーセンテージを掛けて賦課しているのですが、所得割とか均等割とかがあるので、一例としてどのように金額が設定されているのかを教えてください。</p>
議 長	<p>いくつかあったと思いますが、事務局の方で順を追って対応をお願いします。</p>
事務局	<p>別添1の資料については、被保険者数の推移を記載させていただきたいと思います。</p> <p>また、令和8年度の国保税見込みで、若干微増していることにつきましては、子ども・子育て支援金分が増えたことによる微増になっております。令和9年度からまた若干下がっていく形になります。</p>
委 員	<p>子ども子育て支援金は、初年度が国の方は0.207%とか出しておりますが、年々上がってきますよね。率が上がっていても下がっているのは、この見立てってというのは、まだ現状のこのパーセンテージ設定条件でこのまま推移していると捉えていいのですね。</p>
事務局	<p>子ども子育て支援金分につきましても、現状では、減らしてしまっているもので、改めて試算して新しい数字が出てくると思います。続きまして、参考資料1をご覧ください、国保税の算定の仕方ですが、医療分、後期高齢者分、介護分それぞれ所得割と均等割の2種類になります。</p> <p>所得割は、前年度の所得に対してこの%を掛けて出すものになります。均等割は、一人あたりいくらという数字を両方足したものが、それぞれ3つで計算しまして、国保税全体の課税額になります。</p>
委 員	<p>37,000円というのは、これ年間ですか？</p>

事務局	年間になります。
議長	以前は、国保税は、平等割という賦課方式があったんですけど、だいぶ前に制度改正でなくなりました。今は、2つの所得割と均等割の賦課方式で行っているとうことになります。被保険者数の推移は、参考資料3にもありますので、あわせてご覧ください。
委員	子ども子育て支援金の部分が、まだ、理解できていないので、説明いただきたい。子ども家庭庁のホームページを見ると、加入者一人当たり支援金額の全制度平均が、250円、350円、450円と年度を経るごとに上がっていきませんが、単純に令和8年度250円を賦課するわけでないのですか？均等割のような形になるわけですか？
事務局	県の方に子ども子育て支援金分を納めるのですが、その分を納められる税率を設定しまして、それに所得割と均等割を設けて課税するわけなんですけれど、その中で、一人あたり試算するとそれが250円になるという形です。
委員	今の説明でわかりました。国の議論で子育ての支援を国民に広く、子育ての部分をお願いするというところで定額で集めるのかなと思ったんですが、まるっきり国保に対して国保税を減免されて、払ってらっしゃらい方もおりますよね。100%減免で、結果的にその方は、子育ての支援をしないことになる、批判している訳ではないのですが、という考えでよろしいのでしょうか？
事務局	100%減免している方であれば、そのような形になります。
その他	令和8年1月22日開催の次回運営協議会のご案内
13 : 40終了	